

明治維新の先がけ——光格天皇の御事績

道徳科学研究センター教授
(研究主幹)

ところ いさお
所 功

●第一二五代の今上陛下 「長い天皇の歴史を振り返り……」

昨年(平成二十八年)八月八日、日本の全テレビ局から「象徴としてのお務めについての天皇陛下のお言葉」がビデオメッセージとして、一斉に放映された。それを拝聴した一般国民の大多数は、今上陛下が「平成三十年ごろまでに、譲位を強く希望されている」ことに、驚きながらも理解と賛意を示した。

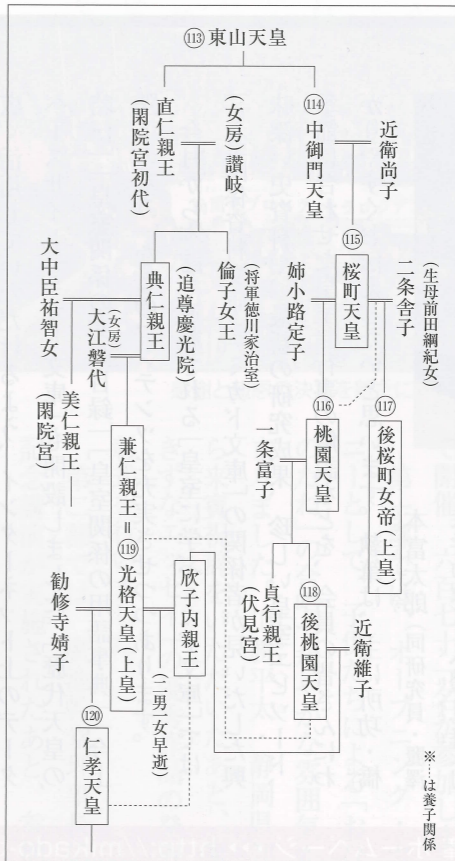
なぜ驚いたかといえば、明治以降の(戦後も)皇室典範に譲位の規定がなく、今上陛下は終身在位されると思いついてきたからである。しかし、陛下は「お言葉」の中で、「我が国の長い天皇の歴史を振り返りつつ、これからも……象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じて」、江戸時代まで多くの歴代が行われてきた譲位の道を選びうると考えられたのであろう。その譲位は、大化改新(六四五年)直前の皇

極女帝(天智・天武両帝の生母)に始まり、今からちようど二百年前(二八一七年)に譲位された光格天皇まで、北朝五代を含めて実に七割近い例がある。その史上最後の光格天皇は、在位中も譲位後も大きな事績をあげられた。そのことが明治維新の先がけになったとみられる。

そこで、このシリーズは、「近現代の天皇に学ぶ」を通しテーマとしているが、その第一回を光格天皇から始めることにしよう。

●後桃園天皇の養子として皇位を継承

日本の皇室は「万世一系」と称されるが、決して単純な父子相承ではない。とくに光格

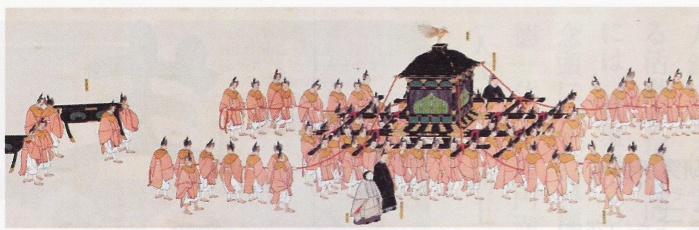


天皇の場合、右の系図を見てもわかるとおり、異例の継承であった。

江戸時代には、皇統の本系だけでなく、分系として四親王家があった。伏見宮・桂宮・有栖川宮・閑院宮の四家である。その本系を継いだ後桃園天皇が、安永八(二七七九)年、二十二歳で崩御されると、御子に生まれればかりの皇女(欣子内親王)しかおられないので、その皇女がやがて皇后となられるにふさわし

い支系の若い男子を探し、急遽、八歳年上の閑院宮兼仁親王を故・後桃園天皇の養子として推戴した。それが光格天皇にほかならない。その前後から大きな役割を果たされたのが、後桃園天皇の伯母にあたる後桜町女帝(上皇)である。女帝は弟の桃園天皇崩御後、その遺子が成長するまで八年間皇位を預り、譲位後も甥・後桃園天皇の訓育に努められたが、甥の急逝により支系から光格天皇を迎え、再びその訓育に力を尽くしておられる。

たとえば、天明七(二七八七)年、全国的な大飢饉に見舞われ、京都でも窮民たちが御所へ「お百度詣」に押しかけた。すると、後桜町上皇(四十八歳)は「仙洞(上皇)御所よりりんご三万、一人へ一つあて下された」(国立公文書館蔵「落葉集」)。それに心動かされた光格天皇(十七歳)は、將軍・徳川家斉に対して「民草に露の情けを かけよかし 代々の守りの 国の司は」という御製を贈られたところ、直ちに幕府が対策に乗り出している。



桜町殿(光格上皇の御所)への『行幸図』(国立公文書館デジタルアーカイブ公開)

これは極めて重大な転機となった。それまで天皇が將軍に注文を付けるようなことはなかったが、これ以降、幕府は朝廷の意向・希望を尊重するようになった。天明八年の京都大火で御所が消失すると、老中・松平定信自ら上京し、平安朝風の立派な御所(上皇の仙洞御所)を再建している。このころから朝廷の権威が高まり、幕末維新の先がけとなった。また、寛政十一(二七九九)年に至っても、光格天皇(二十九歳)は後桜町上皇(六十歳)の教訓を忠実に守ろうと努めておられる。京都御所の東山御文庫に現存する長文の宸翰(天皇から上皇への返書)に、次のごとく記されている。

(上皇)仰せの通り、身の欲なく天下万民をのみ慈悲仁恵に存じ候事、人君たる者の第一のおしへ、……忝く存じまいらせ候。……正直・仁恵・誠信、第一の事にて候。……御厚意御念比の御書付(天皇の手紙)、実に……有りがたく存じまいらせ候。

光格天皇は幼いときに支系から擁立され、何かと至らない点もあると自覚されており、三十歳近くになっても上皇の訓誡を大切にしておられたことがわかる。

●盛大な譲位の行列と諡号の復活

光格天皇は在位三十八年の間に、欣子内親

王を皇后に立て、その間に二男一女を儲けられたが、いずれも夭逝された。そこで、側室・勸修寺嫡子との間に生まれた恵仁親王を欣子皇后の「実子」(養子)として、文化十四(一八一七年)、その仁孝天皇に譲位された。その譲位儀式は、極めて盛大に行われた。それを立証する記録や絵巻が数多く現存する。上皇は三月二十二日、内裏から仙洞御所の桜町殿へ遷られたが、数百名にのぼる行列を描いた『桜町殿行幸図』(彩色二巻(国立公文書館所蔵))は、WEB公開されている。また、その全容を記録で考証した拙稿が『藝林』四月号(藝林会の機関誌)に掲載されたので、関心のある方はご覧いただきたい。

この光格天皇は平安以来の朝儀復興に努め、在位中に賀茂社・石清水社の臨時祭(勅祭)を再興しておられる。

また、天皇の諡号(贈り名)は、その聖徳を讃えて奉るべきところ、平安前期から千年近く中断していた(御生前の御所名などを追号し、天皇でなく「院」と称する)が、それを改めて本来の称号に復興したいと願っておられた。

そこで、天保十一(二八四〇)年、七十歳で崩御されると、仁孝天皇が「光格天皇」という諡号を奉っておられる。名実ともに、皇室本来の在り方が回復されつつあったのである。

※次回は仁孝・孝明天皇の御事績となります。